

政令第三十六号

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三 二・六―ジアミノ―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。